

# 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抜粋)

## 第3章 財政健全化への取組

### 1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組

#### (1) 歳出・歳入一体改革の基本的考え方

##### ① 国民に対する責任ある対応

- ・ 次世代を担う子どもたちに、新たな発展の基盤を引き継ぎ、過度な負担を残さないようにすることは、最重要の課題である。将来にわたり経済社会が活力を維持していくための基盤を確固たるものとすると同時に、財政の健全化に向けて必要な改革をゆるぎなく推進していかなければならない。
- ・ 財政健全化は国民全体の課題であり、歳出改革・歳入改革の「全体像」を一体的かつ中長期的視点から分かりやすく示し、国民への説明責任を果たす必要がある。

##### ② 小泉内閣における財政健全化努力の維持・強化

- ・ 小泉内閣は、「改革なくして成長なし」との考え方の下、構造改革と財政健全化への取組を堅持し、民需主導の景気回復を実現した。同時に基礎的財政収支の大幅改善などの成果を上げた。
- ・ こうした考え方と成果を踏まえ、経済と財政を一体のものと捉える「経済・財政一体改革」の考え方の下、「新たな経済成長戦略」を推進し、財政健全化の努力を今後とも継続していくことが改革の基本である。

##### ③ 成長力強化と財政健全化の両立

- ・ 少子高齢化が進展し、また、国際競争が激化する中であって、子どもたちが将来に夢を持てる社会、安全・安心な社会、誰でも再チャレンジが可能な社会、活力ある地域社会の再生などを実現していけるかどうかは、今後とも好調な経済を持続できるかどうかにかかっている。そのためには、潜在成長力を高め、それを民間需要中心の持続的な経済成長につなげていくことが何よりも重要である。
- ・ 一方、我が国の財政状況を見ると、国・地方を合わせた長期債務残高が先進国中最悪の水準にあるなど極めて厳しい状況にあるのも事実である。これを放置すれば、将来世代への負担の先送りという世代間格差の問題を深刻化させ、また、財政の持続可能性に対する疑念の高まりが経済成長自体を阻害するおそれもある。早急にこの問題の解決に向けた国としての方針を内外に明らかにし、財政再建に向けた具体的な改革を着実に前進させていく必要がある。
- ・ 成長力強化と財政健全化の双方を車の両輪とするバランスの良い経済財政運営を、一貫性をもって継続的に行っていく必要がある。

#### ④ マクロ経済への配慮と柔軟性

- ・ 経済の持続的成長と財政健全化を両立させるため、経済が大きく減速する場合には、財政健全化のペースを抑えるなど、柔軟性をもった対応を行う。
- ・ 潜在成長力の向上などにより税の自然増収がある場合には、財政規律を堅持しつつ適切に対応する。

#### ⑤ 堅実性（プルーデンス）の重視

- ・ 成長力強化の取組に当たっては、高めの成長を目指す一方、財政健全化の取組は、国民や市場からの信認を確保すべく、名目成長率3%程度の「堅実な経済前提」に立つ。

### （2）財政健全化の時間軸と目標

小泉内閣の財政健全化（2001～06年度）を第Ⅰ期と位置付けた上で、第Ⅱ期、第Ⅲ期の時間軸と目標を以下のように設定し、財政健全化に一貫性を持って継続的に取り組んでいく。

#### 財政健全化第Ⅱ期（2007年度～2010年代初頭）

（財政健全化の第一歩である基礎的財政収支黒字化を確実に実現）

- ・ 第Ⅰ期と同程度の財政健全化努力を継続し、2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。
- ・ 財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。
- ・ 地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。

#### 財政健全化第Ⅲ期（2010年代初頭～2010年代半ば）

（持続可能な財政とすべく、債務残高GDP比の発散を止め、安定的引下げへ）

- ・ 基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する。
- ・ 国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

### （3）改革の原則と取組方針

第Ⅱ期、第Ⅲ期を通じ、以下の原則とそれに基づく取組方針に沿って、一貫して財政健全化に取り組み、選択肢を踏まえつつ、歳出・歳入両面における具体策を実行する。

**原則1** 「徹底した政府のスリム化で国民負担増を最小化する」

- ・ 歳出削減、資産売却、特別会計改革等に最大限の取組を行い、必要となる国民負担増をできる限り圧縮する。

**原則2** 「成長力を強化し、その成果を国民生活の向上と財政健全化に活かす」

- ・ 潜在成長力の強化を通じて実質成長力の向上に努め、その成果により、国民生活の向上を図り、将来世代を含む国民負担増を圧縮する。

**原則3** 「優先度を明確化し、聖域なく歳出削減を行う」

- ・ 特別会計、独立行政法人等を含め、聖域なき歳出削減・合理化を実行する。その際、優先度を明示し、一律的な歳出削減方式を排す。

**原則4** 「国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現に向けて協力する」

- ・ 国・地方それぞれの財政健全化目標に向け、国と地方の相互理解の下でその実現のために協力する。

**原則5** 「将来世代に負担を先送りしない社会保障制度を確立する」

- ・ 受益と負担の世代間格差を緩和し、持続可能な社会保障制度を確立するため、社会保障給付の更なる重点化・効率化を推進する。
- ・ 2010年代半ばに団塊世代が本格的な受給世代となることなど、年金、医療、介護等の社会保障費の中長期的な推移を展望しつつ、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する財源を含め、社会保障のための安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りを止める。その際、国民が広く公平に負担し、かつ、経済動向等に左右されにくい財源とすることに留意する。また、そうした特定の税収を社会保障の財源として明確に位置付けることについて選択肢の一つとして検討する。

**原則6** 「資産圧縮を大胆に進め、バランスシートを縮小する」

- ・ 最大限の資産債務の圧縮を進める。資産売却収入は原則として債務の償還に充当し（ストックはストックへ）、債務残高の縮減に貢献する。また、資産債務を両建てで縮減し、金利変動リスクを軽減する。地方にも同様の改革を要請する。
- ・ 適切な公債管理政策を推進する。また、財政健全化をフロー、ストック両面からの確に管理・評価するための公会計制度を計画的に導入・整備する。

**原則7** 「新たな国民負担は官の肥大化には振り向けず、国民に還元する」

- ・ 国・地方を通じて歳出削減を徹底した上で、必要と判断される歳入増については、これを実現するための税制上の措置を講ずる。その際、「新たな国民負担は官の肥大化には振り向けず、国民に還元する」との原則を徹底する。

**(4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて**

**① 財政健全化に当たっての考え方**

- ・ 財政健全化を考えるに当たっては、経済の見通しに関し、過度の楽観視も悲観視もすることなく、名目経済成長率3%程度の堅実な前提に基づいて、必要な改革措置を講ずることとする。
- ・ この前提の下で、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するために必要となる対応額（歳出削減又は歳入増が必要な額）は、16.5兆円程度と試算される。この数字は、現時点における目標達成の目安というべきものである。
- ・ 経済社会情勢の変化に適切に対応しながら、基礎的財政収支を黒字化するという目標を達成していくためには、歳出改革の内容についてある程度の幅をもって対応していく必要があるが、上記の数量的な目安の下に、5年間の改革工程を念頭に置きながら、確実に目標達成に必要な措置を実施していくことが重要である。
- ・ 歳出削減を行ってなお、要対応額を満たさない部分については、歳出・歳入一体改革を実現すべく、歳入改革による増収措置で対応することを基本とする。これにより、市場の信認を確保する。
- ・ なお、要対応額に応じた歳出削減や歳入改革を行う際に、それが経済成長にマイナスの影響を及ぼし、当初想定した税収が実現できなくなることも懸念される。
- ・ この意味で、財政健全化を着実に推進していくためにも、高めの成長を目指した経済成長戦略は不可欠の政策対応であり、両者を車の両輪として、一体的に進めていくことが肝要である。

**② 歳出改革**

**i. 歳出改革に向けた基本姿勢**

- ・ 国・地方の歳出に無駄や非効率を放置したまま、負担増を求めることについて国民の理解を得ることは困難である。
- ・ 2011年度に基礎的財政収支の黒字化を達成することを目標にするということは、歳出削減が不徹底ならば、その分だけ国民負担が増加するという他にない。過去5年間の改革実績も踏まえながら、ゼロベースから聖域なく歳出を見直すことによって、国民負担の増加をできるだけ小さなものとするために最善の努力を尽くすことを基本方針とする。

- ・ このような考え方の下に、機械的に歳出を一律に削減するという手法ではなく、制度的な見直しにまで立ち入った、徹底した歳出の見直しを行い、国民生活への影響も十分に吟味しつつ、メリハリのある歳出改革を行う。

## ii. 各分野における歳出改革の具体的内容

( 別 紙 )

## iii. 歳出改革内容の定期的な見直し（ローリング）

- ・ 上記 ii の歳出改革の内容を 2007 年度からの 5 年間に計画的に実施していく必要がある。
- ・ しかしながら、中期的な経済成長率や税収動向を正確に予見することは困難であり、その時々を経済社会情勢に配慮しつつ、基礎的財政収支の黒字化目標の達成に向けた現実的な対応をとるため、2011 年度までにとるべき歳出改革の内容について、毎年度、必要な検証・見直しを行っていくこととする。

## (5) 歳入改革

- ・ 今回、2011 年度に国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を達成するために策定した要対応額と歳出削減額との差額については、税本来の役割からして、主に税制改革により対応すべきことは当然である。
- ・ 税は国民に負担を求めるものであるため、その時々において、税体系が全体として公正なものと国民に理解され、納得されるものでなければならない。他方、税制は、一定の政策目的の実現に資する役割も求められる。

今後、中長期的に、我が国税制に求められる主な基本的あるいは政策的課題は、

- ①歳出では、社会保障給付の顕著な増加が見込まれることから、その財源を安定的に確保すること。特に、2009 年度における基礎年金国庫負担割合引上げのための財源を確保すること、
  - ②経済のグローバル化の中で、我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化に資すること、
  - ③急速な少子化の進行に対応し、子育て支援策等の充実に資すること、
  - ④地方分権を一層推進するため、地方税源の充実に資すること、
- であると考えられる。

なお、上記の課題にこたえる税制の構築に当たっては、国民の所得や地域の格差、経済社会活動による環境への影響、税制の頻繁な変更による経済取引の混乱回避に留意する必要がある。

- これらの要請にこたえるには、税体系全般にわたる抜本的・一体的な改革が必要となる。その結果、増収及び減収がともに生じるが、ネットベースで所要の歳入を確保することが必要である。特に、社会保障給付の安定的な財源を確保するために、消費税をその財源としてより明確に位置付けることについては、給付と財源の対応関係の適合性を検討する。
- 税制はまさに制度であり、歳出、特に裁量的経費を増減する場合と異なり、税収のために制度の微細な調整を行うことは極めて難しい。また、税収は民間活動に依存しており、あらかじめその額を正確に予測することは困難である。

他方、今回の歳出・歳入一体改革では、当面 2011 年度に基礎的財政収支の黒字化が求められているが、それが達成できたとしても、その後、さらに国・地方それぞれの債務残高 GDP 比を発散させず、安定的に引き下げることが必要とされている。

これらを考えれば、今後の税制改革では、2011 年度単年度における目標が達成されさえすればよいというのではなく、改革後の税制が構造的持続的に上記の中長期的な目標を達成し得る体質を備えなければならない。

- 税制改革は税体系の中で、広くかつ多岐にわたるものであり、全体としてできるだけ早期の実施を基本としつつも、経済社会の動向、税収の推移、歳出改革の進捗状況等を的確に判断し、それぞれの改革の実施について最善の時期を選択すべきである。なお、景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、機動的・弾力的に対応するものとする。
- 以上を踏まえた税制改革については、「基本方針 2005」において、「重点強化期間<sup>26</sup>内を目途に結論を得る」とし、また、与党税制改正大綱において、「平成 19 年度を目途に消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する」としており、今後、この考え方に沿って鋭意作業を進めていくこととする。

## (6) 第Ⅲ期における歳出・歳入一体改革

長期的な目標やあるべき姿を考えつつ、当面の対応を行っていくことは重要である。ただし、その際、一定の幅をもってみることが必要である。

<sup>26</sup> 「重点強化期間」とは、「平成 17 年度及び平成 18 年度」のことを指す。

### ①改革の基本的な方針

- ・ 我が国の財政は、基礎的財政収支が黒字化しても、利払い費を含めた財政収支の赤字は依然として大幅なもの（GDP比3～4%程度）となり、金利変動に対し脆弱な状況が続く。債務残高GDP比の発散経路からの早期脱却は不可避の課題である。
- ・ また、いわゆる団塊の世代が基礎年金受給世代となり、年金はもとより、老人医療、介護等の社会保障費の増加が見込まれることから、社会保障の効率化と持続可能性の確保も大きな課題である。
- ・ （2）で述べた第Ⅲ期目標の実現に向け、第Ⅱ期との連続性を確保しつつ、一貫性をもって歳出・歳入一体改革に取り組む必要がある。あわせて、社会保障のための安定財源を確立し、将来世代への負担の先送りから脱却することを目指す必要がある。

### ②中長期的な「選択肢」について

- ・ 第Ⅱ期における取組との連続性を踏まえつつ、第Ⅲ期の目標達成に向け、国・地方及び国・地方それぞれの一定の基礎的財政収支の黒字幅を念頭に置いた歳出・歳入両面の改革の組合せが中長期的な歳出・歳入一体改革の「選択肢」となる。
- ・ その際、「国のかたち」を分かりやすく示す観点から、まずは政府の支出規模のGDP比に着目して検討することが考えられる。また、社会保障のための安定財源確保の観点からも検証する必要がある。
- ・ 政府の支出規模については、第Ⅱ期において最大限の歳出削減努力が行われることや行政サービス水準に対する国民意識を踏まえ、様々な選択肢が考えられる。
- ・ 歳入面では、歳出面での対応とあわせ目標達成が可能となる収支改善努力を行うことが必要である。その際、両者をあわせた努力の大きさについては、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることが確保されるようにする必要がある。

### （7）今後の取組

以上の方針に沿って、歳出・歳入一体改革の具体化を推進する。

## 2. 「簡素で効率的な政府」への取組

### （郵政民営化の確実な実施）

- ・ 「郵政民営化法」<sup>27</sup>の基本理念に従い、平成19年10月からの郵政民営化を円滑・

<sup>27</sup> 「郵政民営化法」（平成17年法律第97号）

確実に実施する。

#### **(政策金融改革の推進、独立行政法人の見直し)**

- ・ 政策金融改革については、「行政改革推進法」等<sup>28</sup>に基づき、平成 20 年度の新体制への移行に向けて着実に進める。独立行政法人については、「当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」<sup>29</sup>を踏まえつつ、業務・組織全般の見直しに取り組む。

#### **(不交付団体の拡大等)**

- ・ 例えば人口 20 万人以上の市の半分などの目標を定めて、交付税に依存しない不交付団体の増加を目指す。また、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る。

#### **(資産・債務改革)**

- ・ 「行政改革推進法」に基づき、平成 27 年度末に国の資産規模対 GDP 比の半減を目指し、国の資産を約 140 兆円規模で圧縮する。
- ・ 国有財産については、一般庁舎・宿舍、未利用国有地等の売却・有効活用、民営化法人に対する出資等の売却に努め、今後 10 年間の売却収入の目安として約 12 兆円を見込む。さらに、情報提供を徹底し、PFI を積極的に活用するなど、民間の知見を活用した有効活用（フル・オープン化を含む）を推進する。
- ・ さらに、財政融資資金貸付金については、財投改革の継続に加えて、対象事業の一層の重点化・効率化、「行政改革推進法」等に基づく諸改革への適切な対応、政府保証の一段の活用、既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化等によるオフバランス化により、今後 10 年以内であわせて 130 兆円超の圧縮を実現する。
- ・ 既往の貸付金等の売却・証券化等によるオフバランス化についても民間の専門家の知見を活用して、メリットがコストを上回る場合、積極的に実施する。
- ・ 経済財政諮問会議の下にある専門調査会が、資産・債務改革の実現のための具体的方策について、9 月を目途に諮問会議に報告し、その後この専門調査会に、中立的な金融の専門家等民間有識者を加え、有識者会議として改組し、資産・債務改革の実施状況について公正中立な立場からチェック、フォローする。

#### **(資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備)**

- ・ 資産・債務の管理に関し、政府においてこれまでに整備されてきた財務書類の一層の活用を図るとともに、国、地方、独立行政法人等の財務情報の整備を一体的に推進する。

<sup>28</sup> 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「政策金融改革に係る制度設計」（平成18年6月27日）

<sup>29</sup> 「18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」（平成18年5月23日）

### (特別会計改革の推進等)

- ・ 公会計制度について複式簿記のシステム化の検討を行うなどその整備を促進するとともに、財務書類の公表を迅速化させ分析・活用を図る。地方には、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて、団体規模に応じ、従来型モデルも活用しつつ、計画的に整備を進めるよう要請する。
- ・ 「行政改革推進法」に沿って特別会計改革を平成 18 年度から 5 年間を目途に計画的に推進する。統合した場合については、統合メリットを最大限に引き出し、一般会計に吸収又は独立行政法人化した場合については、歳出を実質的に増加させないものとする。
- ・ 道路特定財源について、同法に基づき、一般財源化を図ることを前提に、早急に検討を進め、納税者の理解を得つつ、年内に具体案を取りまとめる。

### (予算制度改革)

- ・ 成果目標 (Plan) - 予算の効率的執行 (Do) - 厳格な評価 (Check) - 予算への反映 (Action) を実現する予算制度改革を定着させるため、「成果重視事業」や「政策群」の取組を引き続き進める。
- ・ また、政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるようにする仕組みについて、引き続き予算書・決算書の見直しを行い、平成 20 年度予算を目途に実施する。
- ・ さらに、各府省は、連結財務書類や成果目標の達成状況及び所管する特別会計の改革の進捗状況等の財務情報等が一覧できるよう平成 18 年度から公表する「年次報告書」(仮称) などにより情報公開を推進する。

### (「公共サービス改革法」に基づく市場化テストの早期本格的導入)

- ・ 統計調査の市場化テストのための法的措置を次期通常国会において講ずる等、国・地方ともに競争の導入による公共サービスの改革を推進する。

### (ITの活用による行政の簡素化、効率化)

- ・ 「IT新改革戦略」に基づき、政府の取組状況の評価を行いつつ、業務・システムの改革等を進め、国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化等を図る。

### (統計制度改革)

- ・ 統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会(仮称)として設置する方向で検討する。統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出するとともに、「基本方針 2005」に基づく統計整備を進める。あわ

せて、統計の構造改革の推進や市場化テストの導入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進する。

**(官民の人事交流の強化・拡大)**

- ・ 官民の人事交流については、更に環境整備に努め、交流を強化し、幹部級は、業務内容に応じ数値目標を掲げた推進を目指す。

**(「道州制特区」の推進)**

- ・ 道州制特区推進法案の成立を期す。

# 別紙

## 社会保障

- 今後とも高齢化の進展等に伴い、社会保障給付については大幅に増加し、そのための保険料・税負担も大きく増大していくことが見込まれる。
- こうした中、社会保障制度が国民の安心や安定を支えるセーフティネットとしての役割・機能を将来にわたり果たし続けていくためには、制度自体の持続可能性・安定性を確保していくことが何より重要であり、そのためには、現役世代の負担が過度のものとならないよう社会保障制度全般にわたり不断の見直しを行い、セーフティネットとして求められる水準に配慮しつつ、給付の伸びを抑制することが必要となる。
- また、政府・与党の公約である 2010 年代初頭の基礎的財政収支の黒字化を実現するために、政府全体の歳出を聖域なく厳しく見直し、増税額を出来る限り小さくすることを目指す中で、国の一般歳出の 4 割を超える水準にあり、また高齢化の進展等により今後増加が見込まれる社会保障についても、国民の理解を前提としつつも一定の歳出の抑制努力は避けられない。
- 社会保障については、これまで各般の改革を行ってきたところであるが、以上のような観点を踏まえれば、今後 5 年間においても、次に掲げる事項を含め改革努力を継続していく必要がある。

### <雇用>

- ・ 失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含めて検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、かつ、昨今の雇用保険財政の状況（積立金 2.5 兆円）にかんがみ、2007 年度において、廃止を含む見直しを行う。

### <生活保護>

- ・ 以下の内容について、早急に見直しに着手し、可能な限り 2007 年度に、間に合わないものについても 2008 年度には確実に実施する。
  - －生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直しを行う。
  - －母子加算について、就労支援策を講じつつ、廃止を含めた見直しを行う。
  - －級地の見直しを行う。
  - －自宅を保有している者について、リバースモーゲージを利用した貸付け等を優先することとする。
- ・ 現行の生活保護制度は抜本的改革が迫られており、早急に総合的な検討に着手し、改革を実施する。

### <介護>

- ・ 介護については、これまで所要の改革を行ってきたが、それでも経済の伸びを上回って給付費が増大することを踏まえるならば、保険料の増大が避けられない状況にある。
- ・ 保険料負担が過度のものとならないよう、次期事業計画の開始が 2009 年度であることを念頭に置きつつ、2011 年度までの間においても、公的給付の内容・範囲及び介護報酬の在り方についての見直しなど必要な改革に取り組む。

## ＜医療＞

- ・ 今回の医療改革により、医療給付費のための保険料・税負担について、足下の期間では相応の抑制が実現した。しかしながら、それでもなお、経済の伸びを上回って給付費が増大することが見込まれており、保険料・税負担も増大していくものと予想される。
  - ・ 中期的な視野に立って、医療保険制度の持続可能性・安定性を確保し、現役世代の負担が過度のものとならないようにしていくためには、更なる改革が不可避であり、2011年度までの間には、更なる給付の重点化・効率化に取り組むことが必要である。
  - ・ 具体的には、医療保険制度改革の直後であることも踏まえ、今後5年間の幅の中で、公的給付の内容・範囲及び負担と給付の在り方、並びに救急医療、小児・産科などへの対応を含めた診療報酬の在り方、後発品の使用拡大など薬剤費の在り方について見直しを行う。
- また、上に述べた分野別の見直しに加えて、社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整という視点からの改革などについても検討を行う。
- 以上のような取組を通じ、過去5年間の改革（国の一般会計予算ベースで▲1.1兆円（国・地方合わせて▲1.6兆円に相当）の伸びの抑制）を踏まえ、今後5年間においても改革努力を継続することとする。

## 地方財政

- 国と地方の信頼関係を維持しつつ、国・地方それぞれの財政健全化を進めるため、地方財政について以下の取組を行う。
- 地方歳出については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。
- （1）地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。
- （2）地方単独事業については、「選択と集中」の視点に立って、国の取組と歩調を合わせ、過去5年間の改革努力（5年間で▲5兆円超）を基本的に継続することとするが、地域の実情に配慮し、今後5年間については、地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制することとし、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は2006年度と同程度の水準とする。
- ただし、これまでの歳出削減努力がデフレ状況下で行われてきたことなども踏まえ、地域の経済動向等を十分に注視しながら、柔軟かつ機動的な対応に心がけることとする。
- 以上の歳出削減努力等を踏まえ、地方交付税等については、以下の制度改革等を行う。
- （1）地方交付税の現行法定率は堅持する。
- （2）過去3年間、毎年1兆円近く削減してきた地方交付税等（一般会

計ベース)について、地方に安心感を持って中期的に予見可能性のある財政運営を行ってもらえるよう、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近10年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処する。

(3) これにより、上記の歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税(地方財政計画ベース)等の一般財源の総額を確保する。

(4) 各地方公共団体に対する地方交付税の配分に当たっては、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びがあまり期待できない団体に特段の配慮を行う。

(5) 地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

以上の点を中心に住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

また、道州制導入の検討を促進する。

## 公務員人件費・独立行政法人・公益法人

### (I. 公務員人件費)

2011年度に基礎的財政収支を黒字化することを目標に、社会保障を含めた歳出カットや国民負担増の可能性を検討している中であって、厳しい公務員人件費の見直しは不可欠の課題である。

今後、経済成長に伴う民間賃金の上昇により増加が見込まれる公務員人件費について、既に決まっている改革だけでなく、更なる改革を断行し、公務員人件費を削減する。(以下の更なる改革全体で▲2.6兆円の削減効果)

国会についても、「先ず隗より始めよ」として、自ら歳出改革に取り組むことを要請する。具体的には、衆議院、参議院それぞれの検討の場において、国会職員の定員の純減や給与の見直し等を含む改革案が取りまとめられており、これらを速やかに実現していくことを求める。また、議員歳費についても、国家公務員の給与改革の成果を的確に反映することを求める。

#### ○ 国家公務員

国家公務員人件費について、既に決まっている定員純減と給与構造改革を着実に実行するとともに、定員・給与両面で更なる改革を行う。

#### <既に決まっている改革>

- ① 国の行政機関で▲5.7%の定員純減等(2010年度まで)を達成する。
- ② 地域の民間賃金の反映等のための給与構造改革を実行する。

### <更なる改革>

- ① 定員純減を 2011 年度まで継続する。
- ② 人事院において比較対象企業規模を見直すことを要請する（100 人以上⇒50 人以上）。

### ○ 地方公務員

地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年 4 月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5 年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。

### <既に決まっている改革>

- ・ 国の給与構造改革を踏まえた改革を行う。

### <更なる改革>

- ① 本年 4 月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5 年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減（2010 年度まで）を行う。
- ② 定員純減を 2011 年度まで継続する。
- ③ 比較対象企業規模を見直す必要がある（100 人以上⇒50 人以上）。
- ④ 地域の民間給与の更なる反映を図る。
- ⑤ ボーナスの支給月数の地域格差の反映を図る。
- ⑥ 特殊勤務手当を削減する。
- ⑦ 互助会への補助金を削減する。
- ⑧ 級別職員構成を是正する。
- ⑨ 知事等の高額な退職手当を適正化する。
- ⑩ 教職員等人件費を削減する。

### ○ 公務員制度改革

各地域における公務員の給与、処遇の在り方について、民間企業の実態を踏まえ、能力主義や実績評価に基づいたものとなるよう厳しく見直すとともに、公務員の労働基本権や人事院・人事委員会制度の在り方を含む公務員制度全体の改革の検討を早期に開始する。

## （Ⅱ．独立行政法人、公益法人）

### ○ 独立行政法人等

独立行政法人、国立大学法人の人件費については、既定の改革を確実に達成するとともに、国家公務員の取組を踏まえて、更に抑制する。また、個々の独立行政法人の業務等については、それぞれの政策分野の改革の中で厳しく見直す。

#### （1）人件費

- ① 既定の改革の確実な達成

独立行政法人等について、既定の人件費改革（2010 年度まで）を確実に達成し、これにより退職手当及び福利厚生費を含め着実に削減する。非常勤職員手当についても業務経費効率化の取組の中で抑制を図る。

② さらに、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を2011年度まで継続するとともに、官民給与の比較対象企業規模の見直しによる公務員給与改定を反映する。

(2) 個々の独法の業務等については、業務内容の必要性・重要性、更なるコスト効率化、財務の自律性の向上等の観点から、各政策分野の改革の中で厳しく見直す。

#### ○ 公益法人

公益法人について、法人による給与の点検・見直しに関する取組の徹底、補助金等の抑制を図り、地方においても同様の取組を行うことを要請する。また、国と公益法人等との間の随意契約の適正化を図る。

(1) 「国と特に密接な関係を持つ公益法人に対する給与水準の点検・見直しの要請」について、法人への指導の強化・徹底と、そのフォローアップを行う。地方においても同様の取組を行うことを要請する。

(2) 公益法人向け補助金等について、各政策分野の歳出削減を図る中で、義務的に支払いが必要なものなどやむを得ないものを除き、原則として今後5年間で5%以上の抑制を図る。

また、地方の第三セクター向け補助金等について、同様の対応を行うことを要請する。

#### (Ⅲ. 公益法人等との随意契約の適正化)

(1) 公益法人等（所管公益法人、独立行政法人、特殊法人、再就職者のいる民間法人等）との間の随意契約については、競争入札が原則との原点に立ち帰り、厳格かつ徹底的に見直しを行った結果、従来の随意契約の約7割（所管公益法人との間の随意契約の9割強）を競争的な手法による契約に移行することとしているところである。

(2) 今後、今回の見直しの対象とならなかった公益法人等以外との随意契約についてもすべて、本年中に同様の見直しを行う。

(3) 情報公開の一層の充実を図る観点から、以下の措置をとる。

① 所管公益法人との間の随意契約の相手方に国の常勤の職員であった者が役員として在籍している場合、その人数を公表する。

② 政府調達に関する情報のホームページへの掲載方法を改善する。

③ 調達に関する問い合わせの総合窓口を各府省に設置する。

#### 公共事業関係費

○ 公共事業関係費については、これまでの削減により、「構造改革と経済財政の中期展望」（平成14年1月25日閣議決定）に示された目安を既に達成した。しかしながら、我が国の社会資本の整備水準が上昇する一方、人口減少社会が到来することにかんがみると、危機的な財政事情の下、歳出・歳入一体改革を進める中で、今後とも改革を継続し、更なる重点化・効率化を図る必要がある。

○ このため、公共事業については、景気対策としてではなく、真に必要な社会資本整備へと転換する必要がある。その中で、今後、廃止・終了する事業や整備水準の上昇も踏まえた事業分野ごとのメリハリ付けを強化するとともに、あらゆる分野で官民格差等を踏まえたコスト縮減や

入札改革などを進め、重点化・効率化を徹底することにより、これまでの改革努力（名目対前年度比▲3%）を基本的に継続する。

- その際、現在実施中のコスト縮減努力（5年間で15%のコスト縮減）の継続や今後は廃止・終了する事業の存在などを織り込んだ対応を行う必要がある。また、今後5年間の幅の中では、これまでのデフレ下の状況とは異なり、資材価格や賃金等のコスト増が生じ得ることを考慮するとともに、改革を継続する中で、国際競争に勝ち抜くためのインフラ整備、また、国民生活の質的向上や安全・安心の確保につながる社会資本整備など我が国の将来を見据えつつ各年度の社会資本整備を判断していく必要もある。このため、経済成長との関係を勘案したこれまでの実質の削減率の実績による対応を視野に入れる必要がある。

### 農林水産（非公共）

- 現在農林水産分野全般にわたり進めつつある改革を今後とも緩みなく進めることが、「攻め」に向かう強靱な農林水産業を作り上げるための途である。こうしたことにより、農林水産関係予算については、関係制度全般にわたり、支援対象の重点化・施策の「選択と集中」の強化を図り、また執行状況の反映を徹底し、これまで以上の改革努力を通じた節減合理化を図る。
- その際、経済成長との関係を勘案したこれまでの実質の削減率の実績による対応を視野に入れる必要がある。
- なお、農業の生産性向上等のため、非公共施策の推進が柔軟に図られるよう、必要に応じ、公共と非公共の間の彼我融通（シフト）を適切に活用することとする。

### 文教

- 文教予算については、子どもの数の減少及び教員の給与構造改革を反映しつつ、以下の削減方策を実施することにより、これまで以上の削減努力を行う。
- これにより、今後5年間、人件費を除く国（一般会計）の予算について、名目値で対前年度比+0.1%（年率）以下に抑制することを基本とするが、今後、賃金・物価の上昇等によりこうした歳出抑制ペースをそのまま適用することが困難な場合が生じた場合には、経済成長との関係を勘案したこれまでの実質的な歳出削減のペースを維持するなかで、必要な配慮を行うこととする。
  - ① 義務教育費国庫負担金について以下の見直しを行う。
    - ア) 教職員の定数については、子どもの数に応じた削減を行うこととし、具体的には、今後5年間で1万人程度の純減を確保する。
    - イ) 地方公務員の給与構造改革や地方における民間給与水準への準拠を徹底させる。
    - ウ) 人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリを付けた教員給与体系を検討する。その結果を退職手当等にも

反映させる。

- ② 国立大学運営費交付金について、効率化ルールを徹底し、各年度の予算額を名目値で対前年度比▲1%（年率）とする。
- ③ 私学助成予算について以下の見直しを行う。

定員割れ私学については、助成額の更なる削減など経営効率化を促す仕組みを一層強化するとともに、学生数の減少に応じた削減を行うことにより、施設整備に対する補助を含めた各年度の予算額を名目値で対前年度比▲1%（年率）とすることを基本とする。
- ④ 教科書予算について以下の見直しを行う。

教科書に係る製造・供給コストは一層縮減を図る。特に供給コストについては供給体制の在り方を含め、一層の効率化を行う。
- ⑤ 奨学金予算について以下の見直しを行う。
  - ア) 回収強化につき、債務保証等債権管理の在り方を含め、抜本的な施策を講じ、国民負担を最小化する。
  - イ) 3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。

## 科学技術予算

- 科学技術振興費については、ムダの排除やコスト縮減等に取り組み、真に必要な経費を精選するなど、第2期計画における改革姿勢を継続することを基本とするが、科学技術の振興は我が国の将来の発展の鍵を握っていることに配慮し、第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）の効率的な推進に努める。
- その際、第3期科学技術基本計画に基づく予算の伸びは、データベースの運用等科学技術システム改革の着実な実施を図りつつ、経済成長の範囲内とし、さらに、科学技術の振興による成長力・競争力強化に資する取組については、必要に応じて、重点的な取組を行うこととする。
- 具体的な取組は以下のとおり。
  - ・ 厳選された「戦略重点科学技術」に資源をシフトし、優先順位の劣るプロジェクトは廃止・抑制する。投資効果を不断に検証する。
  - ・ 研究費の不正使用問題への厳正な対処を徹底する。研究開発データベースを早急に整備し、不合理な重複を排除する。
  - ・ 諸外国の情勢、技術革新、官民の連携強化等の視点も踏まえ、大規模事業、新規事業、独法運営等について可能な限りコストを縮減する（宇宙ステーション、スパコン等）。

## 防衛関係費

- 防衛力整備については、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成18年5月30日閣議決定）に従い、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な整備に努めることとし、「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（平成16年12月10日閣議決定）についても、同閣議決定に基づき対処する。
- こうした取組を踏まえ、防衛関係費については、人件糧食費の増加や

米軍再編経費が見込まれる中ではあるが、以下のような項目を中心に従来以上に厳しい削減に取り組み、今後5年間、人件費を含む国（一般会計）の予算について名目伸び率ゼロ以下の水準とする。

- ・ 総人件費改革等を通じた自衛官実員の削減
- ・ 3自衛隊の装備品、在庫部品等の調達効率化・合理化
- ・ 入札談合再発防止の徹底を通じた予算削減（防衛施設の特性に配慮しつつ、公共事業総合コスト縮減率（5年間で15%）の達成を含む。）
- ・ 在日米軍駐留経費負担の所要の見直し
- ・ 基地周辺対策の抜本見直し

- 米軍再編に要する経費については、既存予算の更に思い切った合理化・効率化を行ってもなお、上記削減目標の中では、米軍再編に関する地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、各年度の予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずるものとする。
- なお、今後、経済・社会情勢等により、既存の防衛関係費について名目伸び率ゼロ以下の目標により難しい場合であっても、上記閣議決定に従い更に思い切った合理化・効率化に努め、少なくとも経済成長率との関係を勘案したこれまでの歳出削減のペースを加速することを基本方針とする。

#### 政府開発援助（ODA）

- 「今後3年間でアフリカ向けODAを倍増し、引き続きその中心を贈与とする」、「今後5年間のODA事業量について、2004年実績をベースとする額と比較して100億ドルの積み増しを目指す」等の政府の対外公約は、確実にこれを達成する。
- その際、財政が極めて厳しい状況にある中で、ODAに対する国民の理解を得ていくためには、今後、援助の「質」の向上を実現していく必要があり、コスト面で大胆な効率化を行う一方で開発効果を高めるとともに、供与対象国・分野の更なる戦略的重点化を図る。
- ODA予算については、コスト縮減や予算の厳選・重点化等を通じ、国内と同様、これまでの改革努力を継続しつつ、ODA事業量は必要量を確保する。
- ただし、我が国外交の戦略的・効果的な展開のためには、これにより難しい場合も考えられる。そうした場合、これまでの改革努力の継続を基本としつつ、我が国経済や国際情勢の変化を勘案しながら、そのペースを半減する範囲内で対応できるよう、予算の効率化・重点化に努めるものとする。
- このため、今後、以下を重点的に推進していく。
  - ・ 徹底したコスト削減を前提に費用対効果を最大化
    - ① 包括的かつ実効的なコスト削減目標・計画を策定
    - ② 国際競争入札の導入拡大
    - ③ JICAの徹底的な効率化（人件費・事業費等の節減）
    - ④ 在外公館関連経費等の合理化
  - ・ 供与対象国・分野の更なる戦略的重点化

等

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外交効果の検証と国民への説明強化</li> <li>② NGO・民間との戦略的連携・活用</li> <li>③ 相手国の自立的発展につながる事業を厳選</li> <li>④ 資源獲得戦略の一環としての活用</li> </ul> | 等 |
|--|---|

## エネルギー対策

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ エネルギー対策費については、エネルギーを巡る国際情勢は不透明であり、長期的視点に立った戦略的なエネルギー政策の展開が重要となっているが、施策の精選・効率化を徹底することによって限られた予算で最大の効果を生むための工夫が必要である。</li> <li>○ 一般会計で行うエネルギー関連事業については、ITER等の歳出増が予定されているが、「選択と集中」の一層の強化等に取り組み、今後5年間、名目伸び率ゼロ以下へ抑制する。</li> <li>○ 特別会計は、現在、その歳出が特定財源の水準を大幅に上回っていることから、今後厳しく歳出を見直していき、原則として歳出水準を特定財源税収の水準に見合うものとする。</li> </ul> |
|---|

## 電子政府関係

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務・システム最適化の実施に当たっては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各々の最適化計画に示された運用経費の削減（合計 1,229 億円）及び業務処理時間の削減（合計 4,750 万時間／年）を最低限の削減目標とし、これら以上の削減効果を目指す。</li> <li>・ 内閣官房が総務省の協力を得て、 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 行財政改革への寄与</li> <li>2) 運用経費削減、業務時間削減に関して、効果が確実に見込まれること</li> <li>3) システム間の連携、接続を考慮した開発スケジュールの調整</li> <li>4) 官民におけるプロジェクト執行・管理体制の確保</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>を考慮し、システム構築に係る優先順位付けを行い、それを踏まえた予算要求の選択と集中を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これらを踏まえつつ、厳格な予算査定を行うことを通じ、2007年度の予算額を当初の予定額（998 億円）以下（2割以上の削減を目指す。）とする。</li> </ul> <li>○ オンライン利用促進対象手続については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在オンライン利用率 50%以下のものは、2010年度までにオンライン利用率 50%以上の目標を確実に達成するため、①処理時間の短縮、手数料の引下げ等のインセンティブ措置、②添付書類の原則省略、③電子署名の簡略化等の担当府省の努力がなされるものに限り、予算措置する。</li> <li>・ 2010年度までにオンライン利用率 50%以上の目標達成が困難であると認められるシステムについては、2007年度予算要求を行うか否かを含め、当該システムの必要性等の再検討を行う。</li> </ul> </li> |
|---|

## その他

- 今回個別の指摘を行わなかった経費についても、徹底した歳出削減を進めるという基本方針の下に、厳しくその内容を見直していくものとする。
- 具体的には、今後5年間、近年の歳出削減ペースと同様の歳出改革を進めるとともに、他方、経済・社会情勢等によりこれにより難しい場合であっても、少なくとも経済成長との関係を勘案したこれまでの実質的な歳出削減のペースを維持することとする。

## 2011 年度までの歳出改革について

- 今回各分野ごとに取りまとめた今後 5 年間の改革方針に基づく削減額は、別表のとおりである。
- 経費によっては、取りまとめに示されているように、削減額について、今後の資材価格や人件費の状況、内外の経済社会情勢等によって、ある程度、幅を持って考える必要がある。ただし、歳出を増加すればその分だけ国民負担が増加することには、留意しなければならない。
- なお、災害への対応等現時点で見込み難い経費については、適切に対応する必要がある。
- 今回の取りまとめによって、2011 年度までに基礎的財政収支の黒字化を達成するために解消すべき要対応額 16.5 兆円程度のうち、少なくとも 11.4 兆円以上は、歳出削減によって対応することとなる。
- 歳出改革では対応しきれない要対応額（2～5 兆円）については、歳入改革によって対応することとなるが、今後の経済社会情勢及び歳出削減の状況等によっては、この要対応額が変動する可能性がある。

今後5年間の歳出改革の概要

	2006年度	2011年度		削減額	備考
		自然体	改革後の姿		
社会保障	31.1兆円	39.9兆円	38.3兆円程度	▲1.6兆円程度	
人件費	30.1兆円	35.0兆円	32.4兆円程度	▲2.6兆円程度	
公共投資	18.8兆円	21.7兆円	16.1～17.8兆円程度	▲5.6～▲3.9兆円程度	公共事業関係費 ▲3%～▲1% 地方単独事業(投資的経費) ▲3%～▲1%
その他分野	27.3兆円	31.6兆円	27.1～28.3兆円程度	▲4.5～▲3.3兆円程度	科学技術振興費 +1.1%～経済成長の範囲内 ODA ▲4%～▲2%
合計	107.3兆円	128.2兆円	113.9～116.8兆円程度	▲14.3～▲11.4兆円程度	
	要対応額 : 16.5兆円程度				

(注1) 上記金額は、特記なき場合、合国・地方合計(SNAベース)。

(注2) 備考欄は、各経費の削減額に相当する国の一般歳出の主な経費の伸び率(対前年度比名目年率)等及び地方単独事業(地財計画ベース)の名目での削減率を示す。